

### Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

#### 1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策飲食店支援金

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市内で感染症拡大防止対策を実施している飲食店または喫茶店を営む事業者に対し支援金を交付します。</p> <p>支援金の額：2万円×市内店舗数</p>
対象者	<p>保健所の許可を得て市内で飲食店または喫茶店を営む事業者で、市内で営む全ての店舗において、以下に掲げる5つの対策を実施している法人または個人事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員及び来店者によるマスクの適宜着用</li> <li>・店内の適宜喚起</li> <li>・消毒液の設置</li> <li>・配席の工夫などによる感染防止</li> <li>・来店者入れ替わり時、配膳時、開店前及び閉店後等のこまめな消毒</li> </ul> <p>5つの対策に加え、以下に掲げる対策についてもできる限り実施し、感染症拡大防止に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員及び来店者の検温（体調の確認）</li> <li>・電子マネー等の非接触型決済手段の導入</li> </ul> <p>※ 政治団体、宗教法人若しくは団体は対象外とする。</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書兼請求書兼実績報告書</li> <li>・飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し ※1</li> <li>・身分証明書の写し（申請者が個人事業者の場合） ※2</li> <li>・振込口座の通帳の写し（表面及び通帳を開いた1・2ページ目） ※2</li> <li>・誓約書兼同意書</li> </ul> <p>※1 津山市プレミアム付グルメ券「うまい券」登録店舗は省略可</p> <p>※2 津山市小規模事業者緊急支援金受給者は省略可</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市産業文化部商業・交通政策課                  （津山市山北663 津山市役所東庁舎2階）</p> <p>受付時間：8:30～12:15 13:15～17:00                  （土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：令和2年12月23日（水）～令和3年2月26日（金）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課                  （電話）0868-32-2081</p>
備考	